●●● 令和6年12月2日から ●●●

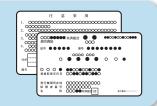
マイナ保険証を基本とした しくみが始まっています

これまで、保険医療機関等(以下、医療機関等という)の窓口で提示していた

組合員証・組合員被扶養者証(以下、組合員証等という)は、令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなります。 ただし、現在お持ちの組合員証等は、1年間の猶予期間があり、原則、令和7年12月1日まで利用できます。

令和6年12月2日からの変更点

組合員証等は 新たに発行されなく なります



資格取得・喪失時等に 交付されるものが 変わります

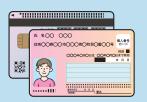


福祉事業の資格確認の 方法も変わります



医療機関等の受診方法が変わります

マイナ保険証※を お持ちの方は マイナ保険証又は 組合員証等により 受診します



※健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード

マイナ保険証を お持ちでない方は 組合員証等又は 資格確認書により 受診することになります



組合員証等は新たに発行されなくなります

令和6年

12月2日

令和6年12月2日以降、組合員証等の新規発行・再発行はされなくなります。

大切に保管してください

令和7年 12月2日

組合員証等が

利用できなく なります

組合員証等

資格確認書

資格確認書

マイナ保険証

組合員証等は、原則、令和7年12月1日まで利用できます

令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方に交付されます

※高齢受給者証は、対象者全員に交付されます。

マイナ保険証は今後も利用できます

兵庫県市町村職員共済組合

医療機関等の受診方法がマイナ保険 証を基本としたしくみに変わります!



マイナンバーカードを お持ちですか

いいえ



健康保険証として 利用登録していますか

いいえ

資格確認書

P5^

はい

マイナ保険証又は 組合員証等を利用します



医療機関等がマイナ保険証に対応していない場 合等はマイナ保険証は利用できません。資格情 報通知書(資格情報のお知らせ)(以下、資格情報 通知書という)等とマイナンバーカードを使って、 受診します。

組合員証等又は資格確認書を利用します

マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保 険証利用登録をしていない方は、組合員証等もしくは資格確認書で受診 することになります。

マイナンバーカードをお持ちでない方、 マイナンバーカードの健康保険証利用登録を していない方

■マイナ保険証はさまざまな メリットがあります。

マイナンバーカードの取得、健康保険証利用登録はP8へ

● 今後の医療機関等の受診方法

令和6年12月2日から、組合員証等は発行されなくなり、令和7年12月2日 からは現行の組合員証等も利用できなくなります。

P4^

	令和6年12月2日~ 令和7年12月1日	令和7年12月2日~
マイナ保険証を お持ちの方	マイナ保険証 組合員証等	マイナ保険証
マイナ保険証を お持ちでない方	資格確認書 組合員証等	資格確認書

令和7年12月1日 までは、組合員証等の 提示でも、医療機関等 での受診は 可能です。



資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない方でも保険診療が受けられるように、共済組合が交付するものです。

● 記載事項

- ●氏 名
- ●性 別 ● 生年月日
- 組合員等記号・番号
- 保険者番号・組合の名称
- 資格取得年月日





● 有効期限

● 有効期限は、最大で5年間で、その範囲内で、 共済組合が設定します。

対象者と交付方法

資格確認書は、原則、本人の申請に基づき共済組合が交付します。 ただし、マイナ保険証をお持ちでない方には、令和7年12月1日ま でに申請いただくことなく共済組合から交付されます。

[組合員からの申請による交付]

- マイナンバーカードを紛失した・更新中の方
- ●マイナ保険証による受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮 者等に同行して資格確認を補助する必要がある方

[共済組合からの交付]

- ●マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを保持しているが、健康保険証利用登録を していない方
- ●マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ●マイナンバーカードを返納した方 等

資格情報通知書とは

新しく加入した組合員や被扶養者を持つことになった組合員 に、資格に係る情報を通知するもので、次の内容が記載され ています。なお、令和6年10月下旬以降、順次全ての組合員、 被扶養者に交付されています。

(注)「資格情報のお知らせ」は令和6年12月以降、「資格情報通知書」という名 称に変更となっています。

● 記載事項

- ●氏 名
- 組合員等記号・番号
- 保険者番号・組合の名称

資格情報通知書

配号 0 0 0 0 0 0 0 番号 0 0 0 0 0 0 0 (枝番) 00

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要で

兵庫県市町村職員共済組合 保険者番号 32280414

● 資格取得年月日

高齡受給者一部負担割合

● 通知年月日 等

マイナンバーカードが 必要となります

資格情報通知書

だけで、診療を受ける

ことはできません。



令和6年12月2日以降、 組合員証等が発行さ れなくなるため、資格 取得・喪失時等に交付 されるものが変わり ます。



詳しくはP6へ

2

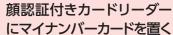


マイナ保険証を利用する場合



医療機関等での使い方







顔認証か暗証番号で本人 確認をする

※顔写真は機器に保存されません。 ※マイナンバー (12桁の数字) を取り 扱うことはありません。



特定健診情報・薬剤情報 の提供などについて同意 選択

※同意すると、これらの情報を医師や 薬剤師が閲覧できるようになります。

(注)操作方法や画面の内容については、医療機関・薬局や機種により異なる場合があります。

電子証明書には有効期限があります

電子証明書とは、マイナンバーカードに搭載されている、インターネットの ウェブサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用するも ので、「ログインした者が、あなたであること」を証明する証明書です。

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書の有効期限は5年で、期限 が切れるとマイナ保険証として利用できなくなります。マイナンバーカードの 券面にある電子証明書の有効期限をご確認のうえ、期限切れにご注意くださ い(※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです)。

なお、電子証明書の再発行と更新手続きはオンラインではできませんので、 市区町村のマイナンバーの窓口で更新手続きを行う必要があります。

住民登録のある市区町村の窓口で更新手続きをしてください。

電子証明書の 更新を忘れ、 有効期限が切れても 3カ月間は引き続き 利用できます。



マイナ保険証が利用できない医療機関等もあります

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等を受診する場 合や医療機関等の窓□でカードリーダーの不具合等によりマイナ保険証を利 用できない場合、マイナンバーカードと一緒に右記のいずれかを提示するこ とで、診療が受けられます。

- ●資格情報通知書
- ●マイナポータルの資格情報 の画面

マイナ保険証を紛失した時は、コールセンターにご連絡ください

マイナンバーカード(マイナ保険証)を紛失した場合(盗難にあった場合も含む) には、カードの悪用を防ぐために、コールセンターにカード利用停止の連絡をしてく ださい。また、利用停止後に居住する市区町村でカード紛失の手続きをお願い致し ます。再交付を希望する場合は、再交付の手続きを行うことができます。

マイナンバーカード総合窓口 0120-95-0178

組合員証等又は 資格確認書を利用する場合



医療機関等での使い方

従来どおり、医療機関等の窓口に組合員証等又は資格確認書を提出します。



医療費が高額になった場合等は、従来どおり認定証等が必要です

医療費の自己負担額が高額になり一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、その超えた額が高額療養費として共済組 合から支給されます。

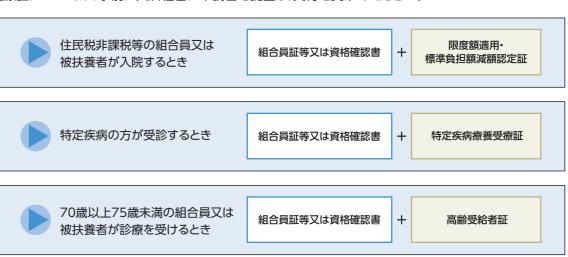
組合員証等又は資格確認書で受診して、高額療養費を受給するためには、従来どおり、限度額適用認定証の交付を受け、 医療機関等に提出する必要があります。

組合員証等 限度額適用認定証 又は資格確認書

マイナ保険証で受診する場合、限度額適用認定証 の交付、医療機関等への提出は必要なく、一定の 額(自己負担限度額)までの支払いですみます。

次の場合も、組合員証等又は資格確認書で受診する場合は、従来どおり、次の認定証等の交付を受け、医療機関等に提出す る必要があります。

マイナ保険証で受診する場合は、下記の認定証等の提出は必要ありませんが、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定 疾病療養受療証については、事前に共済組合に申請書を提出し、交付を受けてください。



紛失・破損・汚したとき

組合員証等の場合

組合員証等は再発行されません。医療機関等を受診の際にはマイナ保険証をご利用ください。マイナ 保険証をお持ちでない方には、共済組合から資格確認書が交付されます。共済組合に申請を行い、資格 確認書の交付を受けてください。

5

●資格確認書の場合

共済組合に申請を行い、資格確認書の再交付を受けてください。

資格取得・喪失時等に 交付されるものが変わります



●マイナ保険証をお持ちの方

	資格情報通知書	組合員証等
組合員資格を取得したとき 被扶養者が認定されたとき	資格情報通知書が交付されます。	組合員証等は交付されません。
組合員資格を喪失したとき 就職・結婚などで被扶養者が 異動したとき	資格情報通知書は返納の必要はありません。	組合員証等は共済組合に返納します。
現在お持ちの資格情報 通知書、組合員証等が 破損・汚れ・紛失したとき	申請により資格情報通知書が再交付されます。 返納の必要はありません。	紛失の場合を除き、組合員証等は共済組合 に返納します。再交付はされません。
氏名変更があったとき	資格情報通知書が再交付されます。 氏名変更前の資格情報通知書は返納の必要は ありません。	組合員証等をお持ちの場合は、共済組合 に返納します。再交付はされません。

[※]組合員証等の返納後は、マイナ保険証で受診します。

●マイナ保険証をお持ちでない方

	資格情報通知書、資格確認書	組合員証等
組合員資格を取得したとき 被扶養者が認定されたとき	資格情報通知書が交付されます。 資格確認書が交付されます。	組合員証等は交付されません。
組合員資格を喪失したとき 就職・結婚などで被扶養者が 異動したとき	資格情報通知書は返納の必要はありません。 資格確認書を共済組合に返納します。	組合員証等は、共済組合に返納します。
現在お持ちの資格情報通知書、 資格確認書、組合員証等が 破損・汚れ・紛失したとき	申請により資格情報通知書が再交付されます。 返納の必要はありません。資格確認書は、共済組合に 返納(紛失の場合を除く。)し、再交付されます。	紛失の場合を除き、組合員証等は共済組合 に返納します。再交付はされません。
氏名変更があったとき	資格情報通知書が再交付されます。 氏名変更前の資格情報通知書は、返納の必要は ありません。資格確認書は共済組合に返納し、 再交付されます。	組合員証等をお持ちの場合は、共済組合に 返納します。再交付はされません。

[※]組合員証等の返納後は、資格確認書で受診します。資格確認書をお持ちでない方には、組合員証等の返納後に、資格確認書が交付されます。

福祉事業を利用するみなさまへ

組合員等の資格確認の方法も変わります

保健事業、宿泊事業等の福祉事業について、

①(①の提示が困難な場合②~④のいずれか)を提示することで、利用資格を確認します。

6

①マイナポータルの 資格情報の画面 ②資格情報通知書 (資格情報のお知らせ)又は①をダウンロードしたもの

③資格確認書

④組合員証・組合員被扶 養者証(R7.12.1まで)

マイナ保険証・資格確認書・資格情報通知書



令和6年12月2日以降に氏名が変わったり、 組合員証等を紛失したりした場合、 組合員証等の再発行はできますか?

A 令和6年12月2日以降は、組合員証等は再発行できません。医療機関等を受診する場合、令和6年12月2日からは、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証をご利用ください。お持ちでない場合は、原則、申請に基づき資格確認書を交付します。

 マイナ保険証を持っているのですが、 資格確認書も手元に持っておきたい ので、発行してもらえますか?

↑ マイナ保険証をお持ちの方には、原則として資格確認書は交付できません。 医療機関等の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方(要介護の高齢者や障がい者などの要配慮者)については、個々の事情を勘案して共済組合が判断して、交付する場合があります。

 令和6年12月2日以降に退職して、 任意継続組合員になる場合、 どのような証が発行されますか

↑ 令和6年12月2日以降は、マイナ保険証を お持ちの方には資格情報通知書(任意継続 加入者用)を交付します。被扶養者がいる 場合も同様となります。 マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格 確認書がその資格を証明するものとなりま

資格確認書を交付します。

すので、任意継続組合員になる手続き後に

マイナ保険証の保険証利用登録の

保険証利用登録の解除を希望される方は共

済組合に申請をしてください。 ※マイナンバーカードをマイナ保 険証として利用しても、保険証 の情報や診療・薬剤情報、特 定健診情報などはICチップに 記録されません。安心してご 利用ください。

結婚で氏名や住所が変わり、共済組合に変更の届け出をするのですが、 変更前の資格確認書は共済組合に 返納する必要はありますか?

↑ 資格確認書をお持ちの方は、氏名等、記載 事項に変更があった場合は、返納をお願い 致します。共済組合で記載事項変更後、再 交付致します。 なお、組合員資格を喪失、被扶養者の異動

なお、組合員資格を喪失、被扶養者の異動 などの場合も返納をお願い致します。 ただし、住所変更の場合は返納の必要はあ りません。

♀どものマイナンバーカードの 健康保険証利用登録は?

A お子様が健康保険証利用登録を申し込む のが難しい場合は、お子様に代わって保護 者がお子様のマイナンバーカードを読み

取り、4桁の暗証番 号を入力するなど によって、スマート フォン端末やPCで ご登録できます。

7



※後期高齢者医療制度の被保険者となられた組合員は「後期高齢者等組合員証明書」を提示してください

マイナ保険証をご利用ください

● マイナ保険証のメリット ●

より良い医療を 受けることができる





手続きなしで高額療養費の限度額を超える 支払いが免除となる(※)



災害時などにも安心



確定申告の 医療費控除が簡単に できる



(※)限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証は、事前に共済組合に申請書を提出U交付を受けてください。

●マイナ保険証の使い方はかんたん!●

顔認証付き カードリーダーに マイナンバーカードを置く

顔認証か暗証番号で 本人確認をする

※顔写真は機器に保存されません。 ※マイナンバー (12桁の数字) を 取り扱うことはありません。 特定健診情報・薬剤情報 の提供などについて 同意選択

※同意すると、これらの情報を医師や 薬剤師が閲覧できるようになります。

(注)操作方法や画面の内容については、医療機関・薬局や機種により異なる場合があります。

マイナンバーカードを健康保険証としての利用登録がまだの方は事前申請が必要です

●マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みの流れ



以下の3つの方法で申請できます

①オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)

③まちなかの証明写真機からの申請

マイナンバーカードを 健康保険証として 登録する





以下の3つの方法で登録できます

- **●**マイナポータルから登録
- ② セブン銀行ATMで登録
- ⑤ 医療機関・薬局の受付で登録



8

2郵送による申請

